**平成２６年（フ）第５５号**
長野県北佐久郡御代田町大字草越1173番地757
債務者　岡崎　英治
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第２５号**
熊本県上益城郡山都町長谷91番地
債務者　春日　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２６年（フ）第９４１０号**
東京都中野区新井４丁目18―12―209
債務者　片桐　慎吾
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４１１号**
東京都練馬区氷川台３丁目29―８―206
債務者　伊賀　徳和
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４１７号**
東京都世田谷区北沢２丁目26―３
債務者　中島くに子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４３９号**
東京都足立区日ノ出町27―２―307
債務者　宮本　俊一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４５８号**
東京都江戸川区一之江２丁目22―13　リバービュー一之江Ａ棟301
債務者　相田　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４６２号**
東京都台東区松が谷２丁目30―９―２Ｆ１
債務者　榎本　寛志
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４６６号**
東京都足立区千住大川町11―17―802
債務者　富澤　正明
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４６７号**
東京都杉並区方南２丁目１―15―202
債務者　高橋　英造
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４６８号**
東京都豊島区巣鴨５丁目23―８―401
債務者　小林　千秋
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４６９号**
東京都大田区西六郷２丁目51―12―101
債務者　星　　一美（旧姓羽石）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４７１号**
東京都中央区銀座３丁目13―１―703
債務者　鈴木　隆行
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４７４号**
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目26―８―101
債務者　田代　和哲
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４７６号**
東京都豊島区雑司が谷２丁目５―16―203
債務者　小堀　朱美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４７７号**
東京都大田区山王２丁目11―16
債務者　小黒　陽平
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部